

市第 67 号議案 平成 28 年度横浜市一般会計補正予算(第 2 号)(関係部分)

平成 28 年度 9 月補正予算案の概要

9 月補正では、自治会町内会等の防犯カメラ設置に対する補助制度の新設や、B 型肝炎ワクチン接種が平成 28 年 10 月から新たに定期予防接種化されることへの対応、株式会社横浜シーサイドラインからの本市貸付金の繰上返済への対応など、必要な歳入歳出予算を補正します。

【歳入歳出予算補正】

一般会計	6 事業	1,232 百万円
特別会計	1 事業	150 百万円
全会計総計		1,382 百万円

※網掛け部分が当局所管

1. 一般会計の歳入予算補正

(1) 国庫支出金 84 百万円
 (介護ロボット等導入支援特別事業等に対応するため収入見込額にあわせ補正)

(2) 県支出金 18 百万円
 (地域防犯カメラ設置補助事業を実施するため収入見込額にあわせ補正)

(3) 繰越金 662 百万円【当局所管】
 (平成 27 年度決算剰余金<6,044 百万円>の 2 分の 1 にあたる前年度繰越金<3,022 百万円>の一部を補正)
 予算議案 28 ページ 予算説明書 35 ページ

(4) 諸収入 469 百万円
 (株式会社横浜シーサイドライン貸付金元利収入を収入見込額にあわせ補正)

2. 一般会計の歳出予算補正

(1) 地域防犯カメラ設置補助事業

32 百万円〔県費 18 一般財源 14〕

県の 28 年度予算では、地域防犯力強化の観点から、自治会町内会等が行う防犯カメラ設置等にかかる補助制度が変更されました。本補助制度は、各市町村が実施する補助制度と連携して実施するものであることから、本市においても、自治会町内会等が行う防犯カメラ設置にかかる費用の一部を補助する制度を新設し、これに必要な補正を実施します。

◆市補助制度の概要

補助対象者	自治会町内会、商店会
補助対象経費	防犯カメラ機器費用、設置費用
補助率	10 分の 9 (内訳：県 10 分の 5、市 10 分の 4) ※自己負担 10 分の 1
補助上限額	1 台あたり 324 千円 (内訳：県 180 千円、市 144 千円)
補助期間	県の制度にあわせて、28 年～31 年度の 4 か年を予定

(参考) 県補助制度の概要

	新制度 (28～31 年度)	旧制度 (～27 年度)
制度・事業名	地域防犯力強化支援事業	安全・安心まちづくり団体事業補助制度
補助対象者	市町村経由で自治会町内会、商店会へ交付	自主防犯活動団体へ直接交付
補助対象経費	防犯カメラ機器費用、工事費用	防犯カメラ機器費用
補助率	10 分の 5	—
補助上限額	1 台あたり 180 千円	1 台あたり 80 千円

◆今回の補正内容

防犯カメラ 100 台分の設置にかかる補助金：32 百万円

(2) 介護ロボット等導入支援特別事業

64 百万円〔国費〕

国が 27 年度補正予算において、介護施設職員の負担軽減のための介護ロボット等導入支援事業特例交付金を創設しました。本市においても、本交付金を活用するため、必要な補正を実施します。

◆介護ロボット等導入支援事業特例交付金の概要

対象事業所	介護保険サービス事業者 (特別養護老人ホーム、介護老人保健施設 等)
交付対象機器	移乗介護、移動支援、排せつ支援、見守り、入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボット
補助率	10 分の 10 (全額国費)
補助要件	1 機器あたり 200 千円以上、1 法人につき上限 927 千円

◆今回の補正内容

国の内示を踏まえ申請があった 73 法人への補助金：64 百万円

(3) B型肝炎ワクチン定期予防接種事業

496 百万円〔一般財源〕

B型肝炎ワクチン接種が28年10月から新たに定期予防接種化されたため、接種費用等について必要な補正を実施します。

◆B型肝炎ワクチンの概要

対象者	28年4月以降に出生した0歳児
接種回数	生後1歳に至るまでに3回
開始時期	28年10月1日実施
自己負担	なし

◆今回の補正内容

市内の協力医療機関等への接種委託料及びワクチン料等 496 百万円

(4) 入院児童等家族宿泊施設整備事業

21 百万円〔国費 19 一般財源 2〕

認定NPO法人が運営する 患者・家族滞在施設「リラのいえ」は、小児がん拠点病院である「県立こども医療センター」に入院する児童とその家族の宿泊等を行っていますが、利用率の高まり等を踏まえ、宿泊室等の増築工事を行います。本工事は、国の27年度補正予算において創設された補助制度を活用して実施することから、本市においても必要な補助を行うこととし、これに必要な補正を実施します。

◆患者・家族滞在施設「リラのいえ」の概要

運営法人	認定NPO法人 スマイルオブキッズ
所在地	南区六ツ川4丁目1124番地2
利用内容	・「県立こども医療センター」に入院する児童とその家族の宿泊 ・外来及び入院児童のきょうだい児の預かり保育
開設年月	20年5月
建築面積	(増築前)358.43㎡ 宿泊室数：8室 定員：24名 多目的ルーム数：1室
・室数	(増築後)456.97㎡ 宿泊室数：11室 定員：33名 多目的ルーム数：1室 保育室数：1室

◆国の補助制度

目的	入院児童と家族の経済的・精神的負担の軽減のため、家族が付き添って滞在できる宿泊施設を医療機関等に整備する
補助率	国4分の3、自治体12分の1、設置者12分の2

◆今回の補正内容

増築工事に対する補助金 21 百万円

(5) 株式会社横浜シーサイドライン貸付金の繰上返済への対応

469 百万円〔その他〕

株式会社横浜シーサイドラインの経営改善に向けた取組の一つとして、本市からの有利子借入が、金利の低い金融機関からの借入に変更されます。

これに伴い、本市貸付金が繰上返済されるため、減債基金に積立てます。

◆本市貸付金の概要

〔貸付期間〕 21 年度～40 年度

〔金額〕 7 億円（当初貸付額）※補正前の 28 年度末残高見込み 4.7 億円

〔利率〕 1.5%

◆金融機関からの借入の概要

〔借入期間〕 28 年度～33 年度

〔金額〕 約 5 億円

〔利率〕 実質 0.81%

〔利子負担軽減効果〕 約 30 百万円（12 年間分）

◆今回の補正内容

繰上返済された貸付金の減債基金積立 469 百万円

(6) 中央卸売市場費会計繰出金

150 百万円〔一般財源〕

⇒事業内容については、「3. 特別会計の歳入歳出予算補正」(1) アを参照

3. 特別会計の歳入歳出予算補正

(1) 中央卸売市場費会計

ア 市場大橋撤去事業

150 百万円〔一般会計繰入金〕

中央卸売市場にかかる 市場大橋の撤去工事について、地中に想定外の支障物が多数存在することが判明したことなどから、事業費の増額を行います。

◆今回の補正内容

地中支障物撤去等に必要費用 150 百万円

◆添付資料

資料 28 年度 9 月補正について《総括表》

28年度 9月補正について 《総括表》

資料

1 歳入歳出補正総括表

一般会計

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
市民	地域防犯カメラ設置補助事業	32	0	18	0	0	14
健福	介護ロボット等導入支援特別事業	64	64	0	0	0	0
健福	B型肝炎ワクチン定期予防接種事業	496	0	0	0	0	496
医療	入院児童等家族宿泊施設整備事業	21	19	0	0	0	2
道路	株式会社横浜シーサイドライン貸付金の繰上返済への対応 (減債基金積立金)	469	0	0	469	0	0
経済	中央卸売市場費会計繰出金 (市場大橋撤去事業)	150	0	0	0	0	150
一般会計 合計		1,232	84	18	469	0	662

特別会計

(単位：百万円)

局名	事業名 【会計名称】	補正額	国費	県費	その他	市債	一般会計 繰入金
経済	市場大橋撤去事業 【中央卸売市場費会計】	150	0	0	0	0	150
特別会計 合計		150	0	0	0	0	150

※各項目で四捨五入等を行っているため、合計が一致しない場合があります。